

譲渡会社の標章を商号として続用した譲受会社に対し会社法 22 条 1 項の類推適用が肯定された事例

【文献種別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 31 年 1 月 29 日
【事件番号】 平成 30 年（ワ）第 7876 号
【事件名】 貸金返還等請求事件
【裁判結果】 認容（確定）
【参照法令】 会社法 22 条
【掲載誌】 金判 1566 号 45 頁

LEX/DB 文献番号 25563080

事実の概要

A 社（訴外）は、スポーツ用品の開発、企画、製造、販売等を業とする株式会社であり、平成 13 年頃から「HH」の名称でハイアン雑貨等を扱う事業を開始、東京都内の百貨店も含め全国で 16 店舗（「HH」の店舗名で）を展開していた。また、A 社のホームページや従業員の名刺においても「HH」の標章を使用していた。さらに、A 社は平成 23 年以降、「HL」や「SC」の標章を用いて（A 社の運営する一部の店舗の名称や従業員の名刺等にもこれらの標章が使用されていた）、「HH」同様にハイアン雑貨等を販売していた（A 社は 3 つの標章につき商標登録を行っている）。

銀行業を営む X 社（原告）は、A 社との間で、平成 20 年 8 月 1 日付で金銭消費貸借契約を締結し、A 社に対し 1 億円余を貸し付けた。さらに、X 社は、平成 23 年 4 月 27 日にも A 社との間で金銭消費貸借契約を締結し、A 社に対し 1 億円余を貸し付けている。その後、X 社と A 社との間で契約の変更がなされ、平成 28 年 9 月 23 日付で上記 2 つの貸付けに係る変更証書により、A 社の代表取締役 B が A 社の借入債務を連帯保証することとなった。この結果、X 社の A 社に対する貸付金の残額は、5,182 万円余となった。

平成 29 年 2 月 15 日、A 社は Y 株式会社（被告）との間で営業譲渡契約を締結し（以下、「本件営業譲渡契約」という）、Y 社に対し A 社の有する商品、商標権、保証金・敷金、建物、器具・備品、営業権等を譲渡した（以下、「本件営業譲渡」という）。Y 社は、A 社の登録商標である「HL」の一部で

ある「L」をその商号に使用するとともに、ホームページ上においても「Y」の標章を掲げた。さらに、Y 社は、「HH」「HL」「SC」の標章を用いてハイアン雑貨等を販売していた。

平成 29 年 7 月 12 日、A 社は X 社に対し債務整理を開始する旨通知した。

X 社は、会社法 22 条 1 項の類推適用に基づき、X 社の A 社に対する貸付金の残金 5,182 万円余の支払いを Y 社に求めた。

判決の要旨

「会社法 22 条 1 項が、事業譲渡の譲受会社のうち、商号を続用する者に対して、譲渡会社の債務を弁済する責任を負わせた趣旨は、事業の譲受会社が譲渡会社の商号を続用する場合には、従前の営業上の債権者は、事業主体の交替を認識することが一般に困難であることから、譲受会社のそのような外観を信頼した債権者を保護するためであると解するのが相当である（最高裁昭和 29 年 10 月 7 日第一小法廷判決・民集 8 巻 10 号 1795 頁、同昭和 47 年 3 月 2 日第一小法廷判決・民集 26 巻 2 号 183 頁参照）。

A 社は、A 社の店舗あるいは商品を表す名称として、『HH』、『HL』、『SC』の名称をブランドとして用いて事業展開をしていた（略）。一般に、標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるといえるところ、上記各名称に対応する標章についても、A 社のブランドの象徴として、事業主体を表示する機能を果たしてきたということがで

きる。

Y社は、A社のブランドの象徴として、事業主体を表示する機能を有する標章である『HL』の一部である『L』をその商号である『Y』に用いており、(略)『HL』の標章と(略)『Y』の標章とは類似している(略)。

「(略) Y社は、本件事業譲渡を受け、A社が利用していた標章の一部をその商号として用いており、A社が利用していた各標章を用いて、同一の店舗等において、A社のブランドと同名称のブランドを展開して、A社と同様にハワイアン雑貨等を販売しており、A社という事業主体がそのまま存続しているという外観を作出していることができる。

以上によれば、Y社によるA社の標章の使用等は、会社法22条1項の趣旨が妥当し、A社の商号を引き続き使用する場合に準ずるものということができ、Y社は、会社法22条1項の類推適用によって、X社に対し、本件債務をA社と連帯して支払う責任を負うというべきである。」

判例の解説

一 はじめに

本件は、金銭消費貸借契約に基づき株式会社(譲渡会社)に金銭を貸し付けた銀行が、譲渡会社から事業譲渡を受けた譲受会社(譲渡会社が使用していた標章の一部を商号として使用)に対し、会社法22条1項の類推適用に基づき、貸付金の残元金等の支払いを求めた事案である。この事案に対し裁判所は、譲渡会社の残元金等につき譲受会社も連帯して支払う責任がある旨判示した。以下、本判決につき検討していく。

二 会社法22条1項の趣旨

会社法22条1項は、事業譲渡に際して、譲受会社が譲渡会社の商号を継続して使用する場合には、譲渡会社の事業から生じた債務につき譲受会社もその責めを負うと定め、さらに、本条2項では、譲受会社は、遅滞なく譲渡会社の債務について責任を負わない旨を登記したり、遅滞なく譲渡会社および譲受会社から第三者に対し、譲受会社が譲渡会社の債務について責任を負わない旨を通知したりした場合には、当該第三者に対し譲受会社は責任を負わないと定めている。

会社法22条1項(平成17年改正前商法〔以下、「旧商法」とする〕26条1項)の立法趣旨については見解が分かれるが、本判決中でも引用されている最判昭29・10・7等の債権者の外観信頼を保護する立場が通説の見解とされ¹⁾、下級審裁判例の多くもこの立場を採る(大阪地判昭40・1・25下民集16巻1号84頁、東京地判昭42・7・12判時496号66頁、水戸地判昭54・1・16判時930号96頁等)。なお、裁判例の多くは、商号の文字構成の比較だけでなく、譲渡会社と譲受会社との事業内容・経営者・従業員・営業場所等の同一性といった事実関係(外観)も、旧商法26条1項適用の判断要件にしてきたという(こうした要件は、後述の商号以外の名称の続用が問題とされた事例でも採られている)²⁾。

このほかにも、会社法22条1項については様々な見解が主張されてきたが³⁾、近時は、会社法22条1項の適用が問題とされてきた事例の多くは、大きな債務を負担した企業の所有者が、債権者からの執行を免れるために新会社を設立し、旧会社の債務につき、同条項を通じて新会社に引き継がせたものであることから⁴⁾、同条項は、譲渡会社と譲受会社とが抜け駆けるに事業譲渡を行い、詐害的な再建が試みられることを防止するための規定(本条1項は、2項の定める措置がとられるよう誘導するためのサンクションの規定)であるとする見解が有力に主張されている⁵⁾。この説は、会社法22条の法理を実態的な側面から検討している点で注目される。

なお、平成26年会社法改正により、詐害的事業譲渡に関する規定が新設された(会社法23条の2)。しかし、同規定に基づく譲受会社の責任は、その承継した財産の価額に制限され、また譲受会社の悪意の存在も要件とされており(同条1項)、債権者保護には一定の限界があることから、会社法22条1項は、商号等の名称の同一性という要件はあるものの、前記新規定よりも詐害的事業譲渡からの債権者の救済が図られるため、その存在意義は失われることはないとの指摘がなされている⁶⁾。

三 商号以外の名称に対する会社法22条1項の類推適用の問題

商号以外の名称の続用に関わるこれまでの裁判例としては、譲受会社が譲渡会社の屋号を続用し

ていた場合につき、旧商法 26 条 1 項の適用ないし類推適用を認めたものがあるが、その多くは譲渡会社の商号の主要部分を譲受会社が屋号として使用したケースである（東京地判昭 54・7・19 判時 946 号 110 頁、東京高判平元・11・29 東高民時報 40 巻 9 = 12 号 124 頁、東京地判平 12・9・29 金判 1131 号 57 頁等）。譲渡会社の商号と関わりのない屋号が続用された事案につき、営業の外形に変化がないとして、旧商法 26 条 1 項の類推適用を認めた事例もある（長野地判平 14・12・27 判タ 1158 号 188 頁）。

近時多発したゴルフクラブの名称が続用された場合における、会員権者によるゴルフ場の譲受会社に対する預託金の返還請求に係る事案（大阪地判平 6・3・31 判時 1517 号 109 頁、大阪高判平 14・6・13 判タ 1143 号 283 頁、東京高判平 14・9・26 判時 1807 号 149 頁、東京地判平 16・1・15 金法 1729 号 76 頁等）につき、最高裁は、ゴルフクラブの名称がゴルフ場の営業主体を表示するものとして用いられている場合、ゴルフ場の会員は、譲渡会社と同一の営業主体による営業が継続しているものと誤認することがあるとし、譲受会社は、旧商法 26 条 1 項の類推適用により、預託金の返還義務がある旨判示する（最判平 16・2・20 民集 58 巻 2 号 367 頁）。

なお、東京地判平 18・3・24（判時 1940 号 158 頁）は、洋品雑貨販売業を営む会社が使用していた屋号を譲受会社が商号として続用した事案であるが、裁判所は、ゴルフ場の会員権取引では、一般的にゴルフクラブの名称が流布される点を指摘しつつ、当該事案における屋号は商号の重要な構成部分を包含していないとして、旧商法 26 条 1 項の類推適用を否定している（ただし、民法 424 条の詐害行為取消権は認めた）⁷⁾。

最判平 16・2・20 の法理には、ゴルフ場に係る預託金返還請求権者（＝一般消費者）を詐害的な組織再編から保護することがその背景にあったとされるが⁸⁾、同様の組織再編が会社分割制度を利用して実行されるケースも存したことから、最高裁は、最判平 16・2・20 の法理を基に会社分割にも会社法 22 条 1 項の類推適用を肯定し、ゴルフ場の事業を承継した会社の弁済責任を認めている（最判平 20・6・10 判タ 1275 号 83 頁。ゴルフ場以外の事案についても、類推適用が認定されている〔東京地判平 22・7・9 判時 2086 号 144 頁等〕）。

このほか、商号の略称「Y」をホームページ上で使用し、その最初の 1 文字を裏返したデザイン文字を標章としていた内装工事の設計・監理等を事業目的とする A 社が、資金難により事業展開が難しくなったことから、A 社の取締役 B が、知人の有する休眠会社を用いて事業を継続することに決め、当該会社の商号として略称「Y」を使用し、事業内容等も同一の目的に変更（B が Y 社の代表取締役に就任）等したところ、A 社に貸金債権を有していた X 社（銀行）が Y 社に対し債権の請求をなした事案につき、裁判所は、「『Y』という名称は A 社という営業主体を表すものとして業界で浸透し、ブランド力を有するに至っており、また、本件標章はそのブランドの象徴として利用されてきたものと認められる。そして、一般に標章には、商号と同様に、商品等の出所を表示し、品質を保証し、広告宣伝の効果を上げる機能があるということができるところ、Y 社は、本件標章を従業員の名刺、ホームページのほか顧客に交付する提案資料等に表示していたことが認められ、Y 社が、A 社の略称である『Y』を商号の主たる部分としていたことと相まって、A 社という営業主体がそのまま存続しているとの外観を作出していたものということができると判示しつつ、Y 社の行為は、商号を続用した場合に準ずることから、会社法 22 条 1 項の類推適用により、A 社の X 社に対する債務を弁済する責任が Y 社にあるとした（東京地判平 27・10・2 金判 1480 号 44 頁）。

四 本判決について

前掲東京地判平 27・10・2 においても標章の続用が問題とされたが、同裁判例では、譲渡会社の商号の略称の続用が主に問題とされており、標章の続用は会社法 22 条 1 項の類推適用の補強として検討されたものと解されている⁹⁾。これに対し本判決は、譲渡会社の使用していた標章それ自体の続用に対し会社法 22 条 1 項の類推適用がなされた初の事例といえる。

本判決は、事業主体表示機能の認定にあたり、Y 社の商号の一部に使用された A 社標章の「HL」のほか、「HH」「SC」の表示機能についても検討する。これは、会社法 22 条 1 項の類推適用をなす上での補強（外観に係る事実関係〔3 つのブランド名が続用されているという実態〕を認定するための）として検討されたものと解する。そして、本

判決は、「HH」等の標章について、A社の店舗名や商品名に使用され、同社の「ブランドの象徴」として事業主体表示機能を果たしてきたと認定する。

上記のように、裁判所は、標章統用の観点から本件事案を処理しているが、Y社が、A社の店舗名として使用していた「HL」のうちの「L」をその商号として続用した点を考慮すると、本件は、屋号の続用に近い事案であったといえそうである。屋号ないし店舗名は、商店や事業所の名称として表示等されることから、事業主体表示機能が認定されやすいと解されるが、本判決は、店舗名のみならず商品名に係る標章の続用があった場合にも、それが「ブランドの象徴」であれば事業主体表示機能が認定され、会社法22条1項の類推適用の対象になるとの解釈を示しているように思われる。しかし、商品名に係る標章にも同条項の類推適用ができるとなると、続用に係る名称の範囲がなし崩し的に拡大するおそれもあることから、標章について類推適用の対象とした本判決の立場には、疑問が残る。

本判決は、外観信頼保護を重視するこれまでの判例の立場を採っているが、本件事案を概観すると、X社とA社との間で貸付金に係る契約変更等がなされた後、A社からY社に事業譲渡がなされ、その5ヶ月後にA社からX社に債務整理開始の通知がなされたようであることから、A社の行為は債務逃れの性質が強いといえそうである。本判決は、判決中で詐害的なことには触れていないものの、A社の詐害的な行為にも配慮しつつ、X社保護のため会社法22条1項の類推適用を認めたものと推測される。詐害的な事業譲渡については、会社法23条の2との関係も考慮しなくてはならないが、前記のように、同規定の利用には限界も指摘されることや、会社法22条1項がこれまでに詐害的な事業譲渡抑制のために機能してきたことを考慮すると、同条項の利用は妨げられないといえる。

なお、会社法22条1項の類推適用にあたっては、債権者の属性についても検討される必要があるのではないだろうか。すなわち、本件における債権者X社はA社の貸付銀行であるが、銀行については、事業主体を判断する際に商号を基準とすることから、譲渡会社とその標章等を続用した譲渡会社とを誤認することはないとして、会社法

22条1項の類推適用によって保護することに疑問が呈されている¹⁰⁾。こうした見解は、債権者に応じて相対的に類推適用の可否が判断されるべきとする。この点、銀行のように、取引先企業（譲渡会社）を監視・調査する能力があり、当該企業との交渉力を有する債権者については、同条項の類推適用の対象外とすることも考慮される必要があるように思われる¹¹⁾。したがって、詐害的な事業譲渡に係る事案であっても、会社法22条1項の類推適用の対象となる債権者の範囲は限定されることになろう（銀行等の債権者は、会社法23条の2の適用対象にはなるものと解する）。

本判決が登場したことにより、改めて会社法22条1項の類推適用のあり方が問われているように思われる。今後、標章の続用に関わる事案が生じた場合に、本判決と同様の解釈が採られるのか、裁判例の動向が注目される。

●—注

- 1) 鴻常夫『商法総則〔新訂第5版〕』（弘文堂、1999年）149頁等。
- 2) 志田原信三「判解」法時58巻4号（2006年）296頁を参照。
- 3) 学説の詳細につき、落合誠一「商号続用営業譲受人の責任」法教285号（2004年）28頁以下、江頭憲治郎編『会社法コンメンタールI—総則・設立〔一〕』（商事法務、2008年）210頁以下〔北村雅史〕等を参照。
- 4) 江頭憲治郎「判批」法協90巻12号（1973年）1612頁以下。得津晶「判批」NBL888号（2008年）5頁も参照。
- 5) 落合・前掲注3）30頁以下。
- 6) 藩阿憲「判批」ジュリ1501号（2017年）114頁。
- 7) このほか、東京地判平29・10・24LEX/DB25548835は、商号と屋号とが法的に別個のものであるとして、屋号に対する会社法22条1項の類推適用を否定する。
- 8) 得津・前掲注4）5頁。
- 9) 藩・前掲注6）115頁。東京地判平27・10・2は、商号の続用に近い事案であったといえようか。
- 10) 弥永真生「判批」ジュリ1490号（2016年）3頁。高橋英治「本件判批」法教467号（2019年）129頁も参照。
- 11) 拙稿「会社の組織再編と会社法22条の類推適用」民情275号（2009年）85頁を参照。なお、筆者は、東京地判平27・10・2の評釈（新・判例解説Watch（法セ増刊）19号（2016年）143頁以下を参照）において、標章の続用についても会社法22条1項の類推適用の対象となる旨の記載をなしたが、本稿執筆を機にその認識を改めたことを付言しておく。